

件名	愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	
主管課	障害福祉課	
根拠法令等		
<p>【改正の概要】</p> <p>子ども療育センターにおける手数料の額を改定することに伴う改正 手数料の額の改定 （使用料及び手数料の額）</p> <p>第2条 省略 5,040円</p> <p>2 省略 ↑</p> <p>3 前条第2項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、1件につき4,720円の範囲内で規則で定める額とする。</p>		
施行日	平成21年4月1日	
<p>【その他参考事項】</p> <p>（使用料及び手数料の徴収）</p> <p>第1条 <u>愛媛県立子ども療育センター（以下「センター」という。）を使用する者又はその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号によるものを除く。）から、この条例に定めるところにより、使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>センターにおいて、診断書その他の文書等の交付を受ける者から、この条例の定めるところにより、手数料を徴収する。</u></p> <p>子ども療育センターが徴収している手数料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針：県立病院が徴収している手数料と同額を徴収する。 ・徴収している手数料：診断書料、文書料、エックス線フィルム複製料 		